

広島県告示第五百九十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十年六月二十六日

広島県知事 藤田雄山

- 一 調査を行つた者の名称
三原市
- 二 調査を行つた期間
平成十八年十月から平成二十年一月まで
- 三 成果の名称
三原市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行つた地域
三原市本郷町上北方の一部
- 五 認証年月日
平成二十年六月十九日